

広情個審第117号

令和2年3月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和元年10月24日付け広企公第29号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第312号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和元年10月24日付け広企公第29号の諮問事案（諮問第312号事案）

平成31年3月30日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月15日付け広企公第5号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年4月19日付け審査請求（同年7月5日受理）

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った本件開示請求について、実施機関が行った「公文書不存在通知」の「処分を取り消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求める。

### (2) 審査請求の理由

請求する文書に記述した内容の行政行為を行った事実があり、その行政行為の正当性を裏付ける資料の提供を求めたものである。以上を踏まえ、不存在であろうはずがない。

## 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張及び審査会での説明を要約すると、次のとおりである。

請求人は、実施機関が複数の公文書開示請求書を1件として受け付けたことについて、その根拠等の開示を求めている。

複数の公文書開示請求書が提出された場合には、その内容に応じて個別に、又は合わせて受け付け

ているが、この扱いについて文書で定めたものはない。

以上のことから、請求の対象となっている公文書を保有していないため、請求人の主張には理由がないと考える。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

請求人は本件開示請求において、「2019年3月30日に当方が受け付けた書面のうち一通において、「数枚を1件とした」との趣旨で記述あるが、通常枚数と件数は等しいものではなく、1件とすることが適切な事務とする権限ならびに根拠の一切、また、枚数と件数は同種の物ではないことは自明であるが、同種でないものの単位互換を行うことが適切な事務とする権限ならびに根拠の一切、さらに日付の違うものを一件とすることが適切な事務とする権限ならびに根拠の一切」の開示を求めている。

しかし、受付番号は条例等によって定められたものではなく、事務の便宜上採番しているに過ぎず、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して、公文書を不存在とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 1 0 . 2 4	広企公第 2 9 号の諮問を受理 (諮問第 3 1 2 号で受理)
R 1 . 1 1 . 1 5 (第 1 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議
R 1 . 1 2 . 2 0 (第 2 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議
R 2 . 1 . 1 7 (第 3 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授